



■ 第32回家族のつどい（報告） ■

標記の病院主催の集会在令和6年2月10日(土)午後1:30~4:30、昭和大学附属烏山病院リハビリセンターで開催され、同時にオンライン開催されました。参加人数は89家族97名(オンライン参加を含む)。全体集会は、①発達障害医療研究所の活動報告(水野)、②講演：私たちのリハビリ(五十嵐・横井)、③東風の会の活動報告(中村)、の三部構成でした。休憩をはさんで参加者のうち40名が懇談会に参加し、AからEまでの5グループに分かれて懇談し各々のグループには進行役として病院スタッフ、コメンテーターとして世話人が付きました。この報告では、①と②についてそれらの概要を紹介します。

①について：昨年の一だ行事として取り上げられたのは10月21、22日に開催された第10回発達障害支援学会(横浜みなとみらい)でした。医療関係者、当事者、家族、支援者など、二日間で450名が参加して盛況であったこと、特に今回は当事者家族の参加が多めとのことでした。初日の午後開催された「発達障害と親亡き後」を考えるシンポジウムには当事者の参加(発言)と東風の会から親の立場として二人の参加(発言)が他の医療関係者から注目されたことが指摘されました。次に取り上げられた活動はASDプログラムの普及です。北は北海道から南は九州までの各地でワークショップを開催したこと、またデイケアで6回に分けて自立促進支援プログラムを展開したところ26名の参加(内、当事者は16名)を得て、その効果が事後の感想文のなかに表われていたことです。当事者から支援者(家族)への感謝、苦勞の理解、兄弟へのアクセスなどが綴られていたことです。

②について：主題は「私たちのリハビリ」であり、副題として「精神科リハビリテーションの変遷と未来」が付いているとおり、五十嵐先生が講演する内容が専門的なため難解な学術用語が登場する。その都度、横井先生が解説して下さいました。最初に直面する術語は「精神科リハビリテーション」と「リハビリ」です。

まず前者ですが「人間として相応しい状態に戻すこと」から始まり「生活のあらゆる側面への完全な包容および参加」へと深化したとのこと。ここで云う包容というのは「多様な人々を社会の中に受け入れること」という注釈が付いています。

次に後者ですが直訳すれば「回復」ですが「障害があってもなお、十分な生活を主体的に生きていく過程」のことで、20世紀前半にセルフヘルプ(自助)グループ運動からノーマライゼーションや自立、QOL(生活の質)の重視に発展し、1990年代にリハビリ概念が浸透したという解説が付きます。要約すれば、症状があっても自分らしく生きることや、社会生活の中で役割を担うことが、その過程も含めて精神科治療のゴールと考えられるようになった。

さらにリハビリの多重性として「客観的リハビリ」と「パーソナルリハビリ」が挙げられるという。「客観的」の中身としては医学的、社会的リハビリなどがあり、「パーソナル」の中身としては夢や希望がある、生きいきしている、自分らしい、自己選択できる、などがあるという説明が続く。



結論としてリカバリー概念に基づいた支援を目指すことが重要であるということです。それを実感するため具体的な二つの方法を提示していると筆者は理解しました。

一つの方法は、座標系を導入して各々の支援がどの場所に位置付けられるかを見ることです。実際に縦軸(居場所からスキル獲得まで)と横軸(生活支援から就労支援まで)を描いて平面を4区画の領域に分割し、具体的な支援が(その程度に応じて)どの領域の何処に位置付け出来るかを見る方法です。例えば「自立促進プログラム」なら左上の領域に、「家族会」なら右下の領域に位置付け出来るでしょう。

もう一つの方法はリカバリーストーリーを見ることです。例えば、何年もの活動の積み重ねを持つデイケアを見ると、そこには安心してストーリーを語れる環境があり、語ることが感情や記憶の整理に繋がり、家族自身にも効果が波及することを実感できる。また当事者のリカバリーストーリーを見ると、過去・現在・未来を連続体と捉えないことが肝要であることを学ぶことが出来る。過去の失敗に引きずられて現在を悲観し意欲を持てなくなり未来に希望が持てなくなるという負の連鎖に対して、過去・現在・未来は別々のものとして扱うことにより様相は一変する。過去からは成長の糧を見出すことに専念すれば、現在は過去から解放されて意欲が蘇生し積極的な生活態度に変わる。そうなれば未来を見据える目は変化し希望が湧いてくるという考え方でしょう。とにかく専門的な内容の講演でした。(H.K)

■ 親なき後に備えて知っておきたいお金に関するコラム

その2「成年後見制度」 ■



今回は、当事者の子が親なき後生活していく上で代表的な支援制度とされている成年後見制度について考察していきます。

1.そもそもの背景

現在の成年後見制度は2000年にスタートしました。この年は公的な介護保険制度が始まった年でもあります。介護保険と後見制度は、認知高齢者の生活と財産を守る車の両輪として同時並行で制度設計されました。つまり後見制度創設時の目的は認知高齢者の財産身上保護だった訳です。

その後、この仕組みは知的精神障害者の保護にも活用できるとされ、今では親なき後問題に関するセミナーや書籍では必ず取り上げられる制度となっています。

元々は、多様な価値観や敏感な感受性を有する発達特性のある方の保護を念頭に設計された制度ではない、という背景を認識しておきましょう。

2.後見人は何をしてくれる

とはいえ、「後見人(制度では保佐人・補助人もいますが本稿では一律後見人と表記します)をつけたら何かと安心ではないか？」と思う方もおられると思いますから、彼らは何をしてくれるの？という事を見ていきたいと思えます。

①財産管理

後見人は本人名義の財産の管理処分を全て引き受けてくれます。要は財産を守る事が使命です。言い方を変えたら「いかに節約させるか」です。知的障害者の実例ですが、親族が本人を連れて温泉旅行に行きたいからお金を使わせてと頼んだら、後見人の弁護士さんが「よくわかんないんだから近場の温泉施設で十分。旅行は贅沢」と述べて少ししかお金を使わせてくれないうんてケースがあったりします。後述しますが、本人の財産額に応じて後見人報酬を家庭裁判所に請求できる仕組みですから、こういう対応も当然かもしれません。

②身上保護

次回取り上げる「家族信託」では実現できない機能です。介護施設利用契約や各種福祉サービス利用契約を、本人に代わって締結してくれます。発達特性のある人の場合、基本的な言語理解能力に問題ない方が大半でしょうから契約行為が成立しない事態は考えにくいかと思えます。この場合、施設をいくつか探して比較検討し選定する、という事前プロセスの支援が重要であり、そこは福祉サービスの領域ですから後見人がいないと立ち往生するという事態は滅多に起こらないのではないのでしょうか。

3.後見人は誰がなれる？

否定的な見方ばかりですみません。その理由の一つは、後見人を自身で選べるのかという本項に関連しています。結局のところ最後は人ですから、誰に後見人になってもらえるかが最も重要なテーマとも言えます。

後見には法定後見と任意後見の二つの制度があります。本人が、「自分の判断能力が低下したらこの人に後見人になってもらいたい」と予め指定できるのは任意後見です。法定後見は、この人を後見人にしたいと申し立てしても、決めるのは家庭裁判所で、本人名義の財産額が一定額を超えると希望は却下、裁判所に事前登録してある司法書士や弁護士さんから選任されることが多いです。本人からしたら、会った事もない人が突然現れ、お金に関する全権限を死ぬまで剥奪されるみたいな事態になります。発達特性のある当事者の場合、法定後見は回避すべきと私は考えます。

4.後見人をつけるといくら費用がかかる？

後見人報酬と言われますが、本人からしたら後見制度利用手数料みたいな感じでしょう。普通の契約行為なら、本人とサービス提供者の間で手数料額につき合意した上で締結しますが、後見はそうではありません。本人や親族は一切関与できず、後見人が家庭裁判所に、「去年1年間こういう後見業務を行いましたから報酬受領を認めてください」と申請し、家庭裁判所が「ご苦労様です」と認め、後見人は「管理している本人の財産から引き出す」という流れになります。最低でも月2万円が相場と言われてますから、20年後見人がついたら、480万円引き出される計算になります。

5.見直しの論点と今後の動き

以上、知れば知るほど「なんなんだ後見って？」とお感じになられる方が多いかもしれません。国も、さすがに今のままでは利用が進まないと危機意識を持ち、数年前から法務省の研究会で論点が整理され、本年2月15日に法務大臣が法制審議会総会に制度見直しを諮問しました。主な論点は以下の通りです。

①スポット利用方式(有期の仕組み)導入

現状は原則として本人が死ぬまで継続

②本人の状況に応じて後見人の交代を可能に

現状は原則として変更不可

③後見を利用する範囲の絞り込みを可能に

現状は包括的で本人の残存判断能力への配慮が不十分

日本の後見制度は、国連から人権侵害ではないかとの厳しい指摘もなされており、これも国が見直しに向けて本腰を上げた一つのきっかけと言われています。

今は慎重に議論の帰趨を注視しつつ、4~5年後位と見込まれている民法等の法改正後の運用実態を見極めた上で、本制度の利用可能性を改めて考える事をお勧めします。(K.A)



■ 会費振込のお願い ■

この会報誌は「烏山東風の会」に入会している方にお配りしています。今月より新しい年度になりますので、新年度の会費につきまして1年分6000円、または半年分3000円を、以下のいずれかの銀行口座にお振り込みいただくようお願い申し上げます。

- ① 三菱UFJ銀行 永福町支店 (普) 0106550
「烏山東風の会 会計 黒田邦夫」
- ② ゆうちょ銀行 記号・番号：10000-29576521 「烏山東風の会」
お問い合わせ：黒田邦夫 090-4173-7604

■ 「烏山東風の会」今後のスケジュール ■

- 家族相談会 5月15日(水) 6月19日(水) 午後1時30分～午後4時
烏山病院発達障害医療研究所 2F デイルーム (発達障害外来の奥)
専門家ではありませんが、同じ親の立場として家族会世話人がお話をお伺いします。
- 烏山東風の会女子会 5月25日(土) 午後1時30分～午後4時
烏山病院 リハビリテーションセンター
- 世話人会 5月25日(土) 午後1時30分～
- しゃべり場 6月22日(土) 午後2時～4時



◇相談会／女子会／世話人会の申し込み・お問合せ先

：「烏山東風の会」携帯 080-3009-1200 kochinokai@au.com

ダイケア通信

毎週木曜午前、大人の作法というプログラムが行われています。このプログラムでは、「コミュニケーション」「社会人としてのマナー・ルール」「認知・思考・感情・モチベーション」等、皆で考えたいことを参加メンバーが提案します。その中から毎週1つテーマとして取り上げ、皆でディスカッションをしています。先日は「自分の価値観をもとに行動するには？」というテーマで、大きく3つのカテゴリーに分けてディスカッションをしました。そのカテゴリーは以下の3つです。

- ① 価値観とは何か、どのようなことを指すか
- ② 自分の価値観に気づくにはどんな方法があるか
- ③ 自分の価値観を基に行動するにはどうすれば良いか

このカテゴリーの中で私が驚いたのは、「③自分の価値観を基に行動するには」で出た『正解を追求しない』という意見です。正解することばかりに目を向けると自分の価値観を殺してしまうからだそうです。正解を目指すことばかりに目が行ってしまう私にとっては目から鱗でした。このプログラムは、自分の意見をわかりやすく伝える練習になったり、他の参加者の意見を聞いて自分の考えを見つめ直したり、斬新な考えを知る機会にもなっています。(N.K)

【テーマ(一例)】

親をゆるす方法	やることのハードルの下げ方
怒りを引きずらない方法	相性のよくない人との付き合い方